

おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん
横断的分野1 障がい等への理解促進

げんじょう かだい
<現状と課題>

きょうせいしゃかい じつげん しみん きぎょう ひろ しゃかいぜんたい しょう
 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障
 がいのある人に対する理解促進を一層進めていく必要があります。

とく しょう ひと しょう とう たい りかい そくしん
 特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、
 へんけん かいしょう じゅうよう
 偏見の解消が重要です。

しょうがいしゃきほんほう しょう ふくし かん
 そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する
 せいどう ふきゅう はか しょう とうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそう
 制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層
 すいしん こ ころ しょう たい りかい ふか
 推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まる
 とりくみ すす ひつよう
 ような取組を進める必要があります。

ねんどしょう じしゃじつたいとうちょうさ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

しょう しゃ りかい ふか ひつよう
 障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ふくしきょういく じゅうじつ しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ
 ・福祉教育の充実（障がい者調査 44.9%、障がい児調査
 61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ぼらんてい あ いくせい しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ
 ・ボランティアの育成（障がい者調査 32.1%、障がい児調査
 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- しょう ひと ひと いっしょ きょういく ば しょう じちょうさ
 ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査
 70.4%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい
基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を
 そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか
 尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

きほんほうしん しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しえん りかいそくしん はか
基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図り
 ます。

◆基本施策

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

◆基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

＜重点取組＞

◆出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心のバリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会に配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めても

らうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆ ヘルプマークやヘルプカードの配布普及を通じた内部障がい等の普及啓発理解促進（新規）

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時等、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆ 障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

＜重点取組＞

◆ 障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充す

ることで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

＜重点取組＞

◆ ボランティア活動への支援

ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆ まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

※ さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。